

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品  
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP**

## 第4章 インドネシア



### 1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

| Tokopedia  |   |
|------------|---|
| U R L      | <a href="http://www.tokopedia.com">http://www.tokopedia.com</a>   |
| 知名度        | Alexa Rank 「33 位/インドネシア」「2,713 位/グローバル」<br>Facebook いいね! 「45,556」   |
| 概 要        | <p>インドネシアにおける主要なオンラインショッピングサイトの一つ。PT Tokopedia によって、2009 年 2 月 6 日設立された。</p> <p>2 万以上の出店者、5 万 6 千以上の登録会員、数十万点の商品が取り扱われている。同サービスが近時公表したところによれば、2013 年中に、1,300 万点以上の商品が販売された。</p> <p>同サービス中には広告が存在していないが、将来における広告収入の確保を目指して、自前の広告エンジンの開発を進めている。</p> |
| Toko Bagus |   |
| U R L      | <a href="http://www.tokobagus.com">http://www.tokobagus.com</a>   |
| 知名度        | Alexa Rank 「12 位/インドネシア」「580 位/グローバル」<br>Facebook いいね! 「3,142,728」  |
| 概 要        | <p>Myriad International Holdings によって運営されている。</p> <p>出店広告は無料。商品・役務は様々である。求人募集も掲出されている。</p>  |
| Berniaga   |   |
| U R L      | <a href="http://www.berniaga.com">http://www.berniaga.com</a>   |
| 知名度        | Alexa Rank 「23 位/インドネシア」「1,467 位/グローバル」<br>Facebook いいね! 「2,785,222」  |
| 概 要        | <p>PT 701 Search によって運営されている。同社は Singapore Press Holdings (以下「SPH」という。)と Schibsted Classified Media (以下「SCM」という。)の合弁である。</p> <p>SCM は世界各国において、類似のオンラインショッピングサイトを複数運営している。</p>   |
| Bhinneka   |   |
| U R L      | <a href="http://www.bhinneka.com">http://www.bhinneka.com</a>   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 知名度                    | Alexa Rank 「58 位/インドネシア」「3,730 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「264,832」<br>1 日あたり 400 取引、これは訪問者の 2%（いずれも推定、時点不明）   |
| 概要                     | IT や技術に関する品を扱うオンラインショッピングサイト。<br>インドネシア国内で運営されており、また、ジャカルタには実店舗も 6 つ存在する。  |
| Lazada Indonesia       |  |
| U R L                  | <a href="http://www.lazada.co.id">http://www.lazada.co.id</a>  |
| 知名度                    | Alexa Rank 「12 位/インドネシア」「580 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「3,142,728」<br>1 日あたり 20 万の訪問者、3,000 取引（2013 年 4 月 8 日現在）  |
| 概要                     | 同サイトは、2012 年に開設された。品物の豊富さから、「アジアにおけるアマゾン」と称されている。<br>Lazada( <a href="http://www.lazada.com">http://www.lazada.com</a> )は、ドイツ・ベルリンに本社を置く、オンラインストアネットワークである。            |
| Zalora Indonesia       |  |
| U R L                  | <a href="http://www.zalora.co.id">http://www.zalora.co.id</a>  |
| 知名度                    | Alexa Rank 「138 位/インドネシア」「10,098 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「820,020」<br>1 日あたり 20 万の訪問者、1,000 取引（時点不明）  |
| 概要                     | 欧州でオンラインショッピングサイトを展開する Zalando の、インドネシア版サービスである。ドイツの IT ベンチャーキャピタルである、Rocket Internet GmbH によって開設された。<br>取り扱い商品は、ファッションアイテムに限定されている。                                   |
| Blibli                 |  |
| U R L                  | <a href="http://www.blibli.com">http://www.blibli.com</a>  |
| 知名度                    | Alexa Rank 「169 位/インドネシア」「11,087 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「142,417」<br>1 日あたり 100 取引（2012 年 11 月 9 日現在）  |
| 概要                     | 2011 年 7 月 25 日、「オンラインモール」というコンセプトで開設されたサービス。家電製品から台所用品まで、2 万 5 千点の商品を扱っている。<br>Samsung、Acer、Dell といったメーカーのほか、Telkomsel、Excelcom、Indosat といったインドネシア国内の携帯電話キャリアと提携している。 |
| Rakuten Belanja Online |  |
| U R L                  | <a href="http://www.rakuten.co.id">http://www.rakuten.co.id</a>  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 知名度             | Alexa Rank 「434 位/インドネシア」「25,437 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「167,789」  |
| 概要              | わが国のサービスである「楽天市場」のインドネシア版。<br>同サイトは、株式会社楽天と NMC Media Group の合弁会社によって運営されていたが、2013 年 9 月 1 日以降は、楽天の単独資本で運営されている。 |
| Laku.com        |  |
| U R L           | <a href="http://www.laku.com">http://www.laku.com</a>  |
| 知名度             | Alexa Rank 「2,409 位/インドネシア」「116,198 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「213,182」   |
| 概要              | インドネシア国内で最も人気のあるサービスと言われている。ネックレス等のアクセサリや、財布等の商品に限定して取り扱っている。  |
| Qoo10 Indonesia |  |
| U R L           | <a href="http://www.qoo10.co.id">http://www.qoo10.co.id</a>  |
| 知名度             | Alexa Rank 「147 位/インドネシア」「10,560 位/グローバル」<br>Facebook いいね！「495,140」  |
| 概要              | 韓国 Gmarket の創業者であるク・ヨンベ氏と米国 eBay との合弁事業である、Giosis グループによって運営されている。<br>Giosis グループは、日本を含むアジア数カ国でサービスを展開している。      |

## 2. ISP の法的責任

### (1) インターネット上での知的財産権侵害についての ISP 責任を定めた法律等

インドネシアにおいては、オンライン上での知的財産権侵害物品の販売に関するサービス事業者の責任を定めた特別法は存在しないとのことである。その責任の所在は、伝統的な知的財産法によって判断されることとなる。

すなわち、情報及び電子商取引に関する法律 (Law No.11 of Year 2008 concerning Information and Electronic Transaction 「インドネシア電子商取引法」)<sup>12</sup>第 25 条は、「知的財産を含む電子情報及び/又は電子文書、ウェブサイト、その中に含まれる知的財産は、一般の法令に基づき、知的財産権による保護を受ける。」と定めている。

具体的には、インドネシア特許法<sup>13</sup> (Law No. 14 of 2001 regarding Patents)、インドネ

<sup>12</sup> インドネシア電子商取引法の公式な英訳は存在しないとのことであるが、ボストン大学が公表する英語訳が入手可能である

(<http://www.bu.edu/bucflp/files/2012/01/Law-No.-11-Concerning-Electronic-Information-and-Transactions.pdf>)。

<sup>13</sup> インドネシア特許法については、特許庁による日本語訳が入手可能である

(<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>)。また、WIPO の英訳が入手可能である

シア著作権法 (Law No.19 of 2002 regarding Copyright)<sup>14</sup>及びインドネシア商標法 (Law No.15 of 2001 regarding Marks)<sup>15</sup>による保護が考えられる。なお、インドネシアの各知的財産法は、間接的な侵害行為については特に規定を置いていないが、幫助行為に関しては、インドネシア刑法 (Penal Code of Indonesia)<sup>16</sup>第 55 条の適用が考えられるとのことである (もっとも、刑事的対応の難点については後述する)。

## (2) ISP 責任が認められるための要件

インドネシア電子商取引法第 38 条・第 39 条は、紛争解決について定めているが、これは電子商取引に特有の訴訟類型を定めたものではない。よって、伝統的な知的財産法を根拠として、ISP の責任を追及しなければならない。

損害賠償が認められる場合、その金額の予測は非常に困難であるが、権利侵害者の不誠実 (bad faith) を示すことができた場合、大きな金額を認められることがあるとのことである。もっとも、オンラインでの知的財産権侵害の事例で、大きな損害賠償額が認められた事例は見当たらないとのことである。

なお、インドネシア最高裁は 2012 年、仮命令 (Provisional order) の手続に関する規則 (Provisional Order Regulations) を公表している。インドネシア著作権法やインドネシア商標法は、上記のとおり 2000 年代初頭に定められ、そこには仮命令の手続も定められていた。しかし、裁判所の規則が存在しなかったことにより、実際の手続を行うことが叶わなかった。その状況を是正したのが、2012 年の規則制定である。

仮差し止めの命令を得るためには、(i)権利が侵害されていることの強力な証拠を手続の当初から示すこと、(ii)証拠が破棄される危険があることを証明すること、が必要である。

この規則に沿った手続により、仮差し止命令が申し立てられたケースは、これまでに 1 件である。書籍の著者が、自身の著作権に基づき映画の配給の中止を求めた事例であるが、裁判所は結局、当該映画が既に配給されていたことを理由として、仮差し止命令を取り消したとのことである。

---

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=174132](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132))。

<sup>14</sup>日本語訳は、ハキンダ・インターナショナル、山本芳栄「特許庁委託 模倣対策マニュアル インドネシア編」(日本貿易振興機構 在外企業支援 知的財産部 知的財産課、2008 年 3 月)

(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/indonesial.pdf>) 88 頁以下にも掲載されている。また、WIPO の英語訳が入手可能である ([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=174070](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174070))。

<sup>15</sup> インドネシア商標法については、特許庁による日本語訳が入手可能である

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf>)。また、WIPO の英語訳が入手可能である ([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=176869](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=176869))。

<sup>16</sup> インドネシア刑法については、WIPO の英語訳が入手可能である

(<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=2256>)。

### (3) ISP 責任に関する重要裁判例等

ISP の責任に関する重要裁判例として知られているものは見当たらないとのことである。

なお、インターネットにおける知的財産権に関する訴訟としては、ドメイン名の冒認登録者の刑事責任が否定された事例がある。すなわち、最高裁判所は 2003 年 7 月 4 日、第三者の営業表示を、その競合会社の従業員がドメイン名として登録した行為について、それによって混同が生じたことの証拠はないとして、インドネシア刑法<sup>17</sup>第 382 条の 2 にはあたらない旨を判断した（司法審査第 27 号 PK/Pid/2003）。

ただし、同判断は、被告人による反論が最高裁の再審査請求において初めて支持された点で、特殊な事案ということであり、最高裁が同判断を下した時点で、被告人は既に懲役刑に服していた（被告人は、最高裁に対する上訴が退けられたため服役中であった。再審査請求が認められたため、刑の執行から解放された。）とのことである。

このほか、当局の話によれば、インドネシアにおけるサイバー犯罪事案として報告されているもののうち、詐欺の事案が 40% を占め、名誉毀損、ハッキングがこれに続くとのことである。

### 3. ISP に対する実務的措置

オンラインショッピングサイトにおいて権利侵害品が取り扱われている場合、権利者の ISP に対する方策として考えられるものは、以下の 3 点である。

- ✓ 刑事的な強制捜査
- ✓ 民事的な請求
- ✓ 警告書の送付

#### (1) 推奨される対応

3 つの選択肢のうち、知的財産局による強制捜査の件数は少なく、年間 30 件未満に留まっている。その原因は、予算や人員の不足であり、この解消は簡単ではないとの

---

<sup>17</sup> 同条は、「自身又は第三者の取引やビジネスを設立し、保有し、又はその売上げを拡大するために、公衆又は特定の人物を誤認させる欺罔行為をした者は、これによって自身又は第三者の競争者に対して何らかの損失を生じさせるおそれがある場合、不正競争の罪として、最大 1 年 4 か月の禁錮又は最大 900 ルピアの罰金に処する。」と定めている。

ことである。

警察による捜査はこれとは別であるが、警察組織全体としての統一的なプラクティスがなく、大きな非効率が存在する。警察に対する「賄賂文化」も報道されているところである。この点はとりわけ、賄賂を禁ずる自国の法に従っている外国の権利者にとって、強制捜査を求める際の障害となっている。また、仮に強制捜査が行われたとしても、刑事訴追された後の結果が不確かであるため、ほとんどの権利者は、侵害者との間で友誼的な和解（公の謝罪を求めることで、抑止効果を狙うといった程度）に至りがちである。

そのため、権利者は民事的な対応に頼ることになる。権利侵害品の利用を停止すること、将来において権利者のあらゆる知的財産権を侵害しないよう約束することを求める警告書の送付が、最も適切な初動対応とのことである。

他の手段として考えられるのは、インドネシア情報通信省（Depkominfo）に対し、侵害行為を止めるための支援を求めて、問題となっている事案を持ち込むことである。例を挙げると、Depkominfo は 2011 年、作曲家団体のインドネシア支部を含むいくつかの団体からの要望に沿い、MP3 ダウンロードサイトに対するブロッキングの措置を取っている<sup>18</sup>。

## (2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める際の実務的留意点

上記のとおり、警告書の送付が、取るべき初期対応といえる。同警告書では、警告者が知的財産権の保有者であること、相手方がその権利を侵害していることを述べる。和解契約を締結することは、最適かつ効果的な選択肢とのことである。

経験上、警告書を送付した ISP からは、肯定的な回答が多い。知的財産権侵害は、警察が捜査可能な犯罪行為だからである。ほとんどの事業者は、警察（による捜査）をうまく避けることを望んでいる。刑事捜査に巻き込まれることの不便さは、抑止の要素となりうる。

仮に侵害者が警告書を見逃した場合、権利者は刑事告発してもよい。もっとも、権利者は侵害者に対し、強制捜査の手続きの代わりに、刑事告発がされたことの通知をしてもよいとのことである。

確信的な侵害者であっても、刑事告発を行うことの心理的な効果はいくばくか存在するが、特に偶発的な侵害者の場合、あらゆる刑事捜査に巻き込まれることを避けたいと考える。事業者は、刑事捜査の可能性に直面し、かつ、侵害行為が事業の大きな部分を占めていない場合には、強制捜査の前に不正を一掃するだろう。

刑事告発の理由には、より厳しい刑罰を招来し得る行為として、インドネシア消費

<sup>18</sup> <http://www.thejakartapost.com/news/2011/07/28/war-waged-against-illegal-music-downloads.html>

者保護法（Law No.8 of 1999 concerning Consumer Protection Law）<sup>19</sup>に定められている、欺罔的なマーケティング活動を含めることができる。すなわち、同法第9条は以下のように定めている。

インドネシア消費者保護法 第9条（一部抜粋）

- (1) 事業者は、商品及び/又は役務の詳細を偽り、及び/又はあたかも次の各号に掲げるものであるかのように偽って勧誘、宣伝及び広告をしてはならない。
- c. 当該商品及び/又は役務においてスポンサー、契約、一定の設備、一定の利益、及び一定の特徴や装備を有し、又は得られること。
  - d. 当該商品及び/又は役務が、スポンサー、契約又は提携関係にある企業によって提供されていること。

権利者は、主たる侵害者に加えて、その共犯や従犯も、インドネシア刑法に基づき、刑事告発することができる。

なお、上記のとおり、警察を利用したエンフォースメント（強制捜査を伴うもの）には、「賄賂文化」といった問題がある。しかし、刑事告発の実施、及び侵害者に対する当該事実の通知が選択肢となることも、上記のとおりである。

### (3) 一般に予想される ISP 側の対応

経験上、多くの ISP は警告書中の要求に応じ、侵害品をサービス上から取り除く。これは、権利の存在とその侵害がはっきりした時点で行われる。

一例では、インドネシア国内の企業が、フランチャイジーや販売代理店の候補を検索するウェブサイトにおいて、類似商標を発見し、侵害者から非協力的な回答を得たのち、同ウェブサイトのサービス事業者に対して警告書を送付したケースでは、数度の電話によるフォローを経て、2～3週間程度で、類似商標がウェブサイトから取り除かれたとのことである。

なお、インドネシア国内においても、Facebook は、オンライン販売や事業宣伝のためのウェブサイトとして非常に人気がある。経験上、Facebook による取下げ手続は迅速であり、知的財産権の保有者に対して親和的である。Facebook は、カフェのようなライフスタイルビジネスの宣伝のための重要な手法になりうるが、Facebook ページの削除に成功した場合、それは侵害者の事業に重大な影響を与えうる。

<sup>19</sup> インドネシア消費者保護法の公式な英訳は存在しないとのことであるが、ボストン大学が公表する英訳が入手可能である

(<http://www.bu.edu/bucflp/files/2012/01/Law-No.-8-Concerning-Consumer-Protection.pdf>)。



(4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

特定のフォーラムは存在しないとのことである。

経済産業省委託

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品の流通  
についての ISP 責任に関する制度の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。